

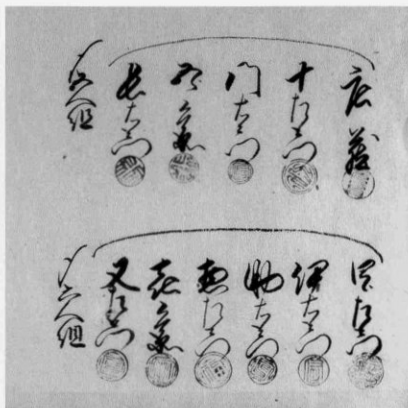
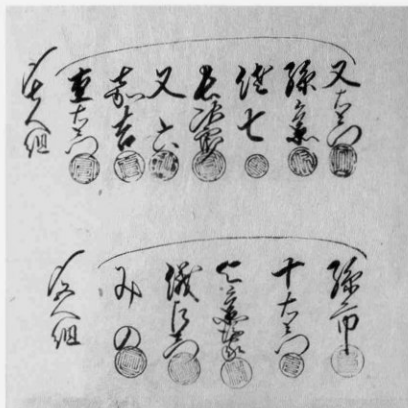
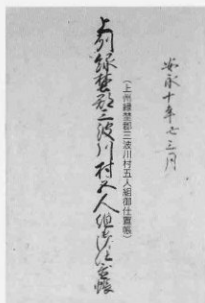
# 五人組

この史料は安永10年(1781)甘楽郡三波川村(現鬼石町三波川)の「五人組帳」です。五人組は、治安維持や年貢納入時の連帯責任などを目的に全国的に導入されていました。上野国内では元和・寛永期から実施されており、五人組の構成を記したのが五人組帳です。五人組帳は、前書と構成員全員が署名捺印する本帳からなっています。前書には、年貢の上納や治安に関すること等の決まりが書かれていましたが、時代が下るに従い、書かれる事項も多くなる傾向がありました。五人組の長を五人組頭、判頭、筆頭といいました。

なお、五人組は必ずしも5人ではなく、3人から7人くらいが中心でした。この史料からも六人組、七人組もあったことが分かります。しかし村の問題のほとんどは村全体のこととして捉えられ、寄合などの合議で解決されることが多く、五人組の制度は主に年貢を納める際の連帯責任を負う役割が強かったと考えられます。構成員も近隣の家が基本でしたが、中にはくじ引きで組み合わせをした村の例もありました。

五人組帳に記載されている名前は、その家の戸主のもので、印章も江戸時代に五人組帳や宗門人別帳の作成にともない、家々を区別するために用いられるようになりました。印章は、様々な模様や馬・扇などの模様を彫った模様印(16~17世紀)、模様と一文字の組合せや緑起の良い宝・栄などの一文字印(17世紀~18世紀)、実名を縦や横に彫った実名印(18世紀~)へと変化していきました。

(参考資料)『群馬県史』通史編4 470~475頁



- 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又七郎
  - 又六郎
  - 又六郎
  - 又六郎
  - 又右衛門
  - 又七人組
- 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又五人組
- 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又五人組
- 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又右衛門
  - 又五人組